

(公印省略)

2 福介連監指第 1 8 8 号
令和 2 年 9 月 8 日

居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様
地域密着型サービス事業所 管理者様

福岡県介護保険広域連合
事 務 局 長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて（第 3 報）

日ごろより当広域連合の介護保険事業の運営についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

先般、当広域連合より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 4 月 6 日付 2 福介連監指第 1 0 号。以下「第 2 報」という。）を通知いたしましたが、下記のとおり補足で説明いたします。今後は下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

記

1 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所

サービス担当者会議及びモニタリング等自宅訪問が必要なことについて

第 2 報において、「利用者やその家族等及び他事業所職員など直接対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリング等については、代替措置として電話・FAX・メール等を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とする。」としています。

この記載については、利用者宅におけるサービス担当者会議等業務上の会議やモニタリング等の実施を禁止するものではありません。

特に、ケアプランを新規作成する場合や要介護認定更新時のケアプラン見直し時においては、利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱え

る問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する必要があります。

当該課題の把握にあたって、電話・FAX・メール等で把握できないのであれば、感染防止対策を徹底した上で利用者宅におけるモニタリング等を実施する必要があります。

なお、第2報の文面を根拠として、一律にすべての利用者宅を訪問していない事業所があることを確認していますが、今後はそのようなことがないよう、利用者ごとに必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県介護保険広域連合本部 事業課

(係名・電話番号)

監査指導係 092-981-9075

指定係 092-981-9074

給付係 092-981-9073